

平戸市求職者等に対するハラスメント防止方針

令和 8 年 10 月

1 目的・基本方針

本市においては、市民から信頼される公正かつ透明性の高い行政運営を推進するとともに、職員の採用選考活動、インターンシップ、職場体験等において、求職者等の人権が尊重され、安心して臨める環境を確保するため本方針を定めます。

職員は、「平戸市職場におけるハラスメントの防止に関する規程」及び「平戸市カスタマーハラスメント対応マニュアル」の趣旨を深く認識し、公務上の優位な立場を利用した一切の不当な言動やハラスメント行為を行ってはなりません。

職員の求職者等に対する言動について必要な注意を払うよう配慮・指導するとともに、ハラスメント行為に対しては組織として適切に対処します。

2 適用範囲（対象となる求職者等）

本方針は、本市が実施する採用活動その他これに関連する活動を通じて求職者等と接する全ての職員に適用します。

また、本方針における「求職者等」とは、対面であるか否かを問わず、以下の者をいいます。

- （１）本市の各種採用選考（筆記試験、面接、各種説明会等）に応募・参加する者（就職活動中の学生、転職希望者、内定者等）
- （２）本市のインターンシップ、職場体験、キャリア教育等に参加・応募する者

3 禁止されるハラスメントの定義と行為

求職者等に対し、手段（対面・オンライン・連絡等）を問わず、以下の行為を行うことを禁止します。

（１）セクシュアルハラスメント

求職者等の意に反する性的な言動により、苦痛を与えたり選考・職場環境等を害する行為。

- ・業務や能力適性に関係のない交際歴、結婚観、性的指向、容姿等に関する質問を行うこと。
- ・選考や合否への影響をほのめかし、１対１での飲食、酒席、個人的な連絡先交換、個人 SNS（LINE 等）でのやり取りを強要・執拗に誘うこと。
- ・不必要な身体的接触、待ち伏せ、つきまとい行為。

（２）パワーハラスメント・その他の不当な言動（圧迫面接・オワハラ等）

優位な立場を利用し、適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える行為。

- ・人格を否定するような暴言、侮辱的な発言、不必要な大声による威圧（過度な圧迫面接）。
- ・他の辞退・辞退強要等、進路決定を不当に制限・拘束する行為（いわゆる「オワハラ」）。

4 採用選考等における実施ルール

本市では、公平で安全な採用選考活動等を行うため、以下のルールを厳守します。

- （１）面接や説明会等は、適正な時間帯及び公的な場所を指定し、原則として複数名の職員で対応するなど透明性を確保します。
- （２）求職者等との連絡は、公的な手段（公用メール、代表電話、採用専用システム等）による業務上必要な連絡に限定し、職員の個人携帯電話・私用メール・個人SNS等による私的な接触を禁止します。
- （３）所属長は、選考に関わる職員に対し、あらかじめ遵守事項の徹底や必要な指導を行い、ハラスメントの未然防止に努めます。

5 相談窓口体制

求職者等及び職員からのハラスメント（発生のおそれがある場合や該当するか微妙な場合を含む）に関する相談窓口を、総務部人事課に設置し、広く相談に応じます。

6 事実確認及び適切な対応手続

- （１）求職者等からの相談、または所属学校・教育機関の相談窓口からの情報提供があった場合、速やかに事実確認を行い、被害者に対する適切な配慮措置を講じるとともに、行為者に対しては地方公務員法及び関係規程に基づき厳正に対処します。また、相談者及び協力者のプライバシーは厳重に保護し、相談や事実確認への協力を理由とした不利益な取扱いは一切行いません。
- （２）事案が発生した場合、原因を分析し、選考担当者研修の強化、選考プロセスの見直し等の再発防止措置を講じます。

【お問い合わせ・相談窓口】

平戸市総務部人事課

TEL : 0950-22-9103 / Mail : hotline@city.hirado.lg.jp